

小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業)許可の追加公示について

1. はじめに

手繰第3種漁業（貝びき網漁業）については、令和6年6月に一斉切り替えを行ったが、新たに新規就業者等から当該漁業許可を取得したい旨の要望が寄せられている。

滋賀県におけるさらなる水産業の発展のためには、新規漁業就業者を含むこれらの許可申請希望者が早期に着業できるよう取り計らうことが妥当であり、定数の範囲内において、当該漁業許可の申請を新たに受け付けることとしたい。

2. 制限措置の内容等について

- 手繰第3種漁業（貝びき網漁業）の制限措置については、以下の通りとする。
- 定数は上限の79隻から現在有効な許可数65隻を減じた **14隻以下**とする。

表1

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格
手繰第3種 漁業（貝び き網漁業）	14隻以下	5トン以下	127キロ ワット以下	近江大橋の草 津行き車線区 分線以北の琵琶湖（ただし、 内湖および内 湖から琵琶湖 に通ずる水路 を除く。）	8月1日 から翌年 4月30日 まで	滋賀県に住 所を有する 者

3. 手繰第3種漁業（貝びき網漁業）の許可の有効期間

なお、当該の追加公示により許可をした場合の許可の有効期間は、令和3年11月19日の第587回琵琶湖海区漁業調整員会での承認事項に基づき、すでに手繰第3種漁業（貝びき網漁業）を所有する者の許可の有効期間の満了日に合わせ、**令和9年6月30日**（次回の手繰第3種漁業（貝びき網漁業）の一斉切り替え日）までとする。

4. 申請期間

手繰第3種漁業（貝びき網漁業）の申請期間は、**令和7年8月22日から令和7年9月22日まで**とする。